

広島文教大学動物実験規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「文科省基本指針」という。)第2第2項の規定に基づき、広島文教大学(以下「本学」という。)における動物実験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 本学における動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、文科省基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月1日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。)、動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 本学における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展のみならず動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段であることから、動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)及び苦痛の軽減(Refinement)に関し、適正に実施するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育又は試験研究に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 施設等及び実験動物を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して各行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類の生体を用いる動物実験等に適

用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合は、委託先においても動物実験等に関して各行政機関の定める基本指針に基づき動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第2章 動物実験委員会

(委員会の設置)

第5条 本学に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して報告及び助言を行わせるため、広島文教大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、次の事項について審議又は調査し、学長に報告し、意見具申し、又は助言する。

- (1) 動物実験計画の指針等及び本規程に対する適合性の審査に関すること。
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - (3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
 - (5) 自己点検・評価に関すること。
 - (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、広島文教大学組換え DNA 実験安全委員会(以下「組換え DNA 実験安全委員会」という。)の審査を経た遺伝子組換え実験で使用する実験動物に関わる事項については、組換え DNA 実験安全委員会と協議の上、必要な措置を講ずることができる。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験及び実験動物等に関して優れた識見及び経験を有する者 若干名
 - (2) 自然科学分野の教授、准教授、専任の講師、助教又は助手 若干名
 - (3) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることができない。

(意見の聴取)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第 12 条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

第 3 章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

第 13 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点等から、次に掲げる留意事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(別紙様式 1)により、学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 致死的な毒性試験、感染実験、その他の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託する。

3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し、助言を与え、又は動物実験計画を修正させる等、動物実験計画の承認に当たって必要な措置を講じることができるものとする。

4 学長は、委員会の審査結果を受けて、第 1 項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者に通知する。

5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

6 学長は、第 4 項の規定により承認を与えた動物実験計画について、実験の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、実験の禁止又は中止を勧告することができる。
(動物実験計画の変更)

第 14 条 前条の規定は、動物実験計画の変更について準用する。この場合において、動物実験実施者、実験動物種及び使用数並びに実験実施期間の変更を申請するときは、「動物実験計画書」とあるのは、「動物実験計画(変更・追加)承認申請書(別紙様式 2)」と読み替えるものとする。

(動物実験計画の終了又は中止の報告)

第 15 条 動物実験責任者は、実験を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに動物実験(終了・中止)報告書(別紙様式 3)により、学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第 16 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法、飼養保管基準及び指針等を参考にし、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる苦痛軽減に関すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

- (4) 物理的又は化学的に危険な材料，病原体等を扱う動物実験等について，安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 大規模な存命手術に当たっては，経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は，委員会が定める動物実験実施状況・結果報告書により，使用動物数，計画からの変更の有無，成果等について，学長に報告しなければならない。

第4章 施設等

(飼養保管施設の承認)

第17条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は，学長の承認を得た飼養保管施設でなければ行うことができない。

2 管理者は，飼養保管施設を設置(変更を含む。)しようとする場合は，飼養保管施設設置承認申請書(別紙様式4)により，学長に申請しなければならない。

3 学長は，申請された飼養保管施設を委員会に調査させ，委員会の調査結果及び助言により，承認を行うか否かの決定を行い，管理者に通知する。

(飼養保管施設の要件)

第18条 飼養保管施設は，以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度，湿度，換気，明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種，飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床，内壁等の清掃，消毒等が容易な構造で，器材の洗浄，消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第19条 動物実験等は，学長の承認を得た実験室でなければ行うことができない。2日程度の一時的保管の場合にあっても，同様とする。

2 管理者は，飼養保管施設以外において，実験室を設置(変更を含む。)しようとする場合は，実験室設置承認申請書(別紙様式5)により，学長に申請しなければならない。

3 学長は，申請された実験室を委員会に調査させ，委員会の調査結果及び助言により，承認を行うか否かの決定を行い，管理者に通知する。

(実験室の要件)

第20条 実験室は，以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し，実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物，血液等による汚染に対して，清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち，臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第21条 管理者は，実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第22条 管理者は，施設等を廃止する場合は，施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届(別紙様式6)により，速やかに学長に届け出なければならない。

- 2 学長は、前項の届出について、必要に応じて委員会に調査させることができる。
- 3 管理者は、施設等を廃止する場合は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を、他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第23条 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアル(別紙1)を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第25条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令及び指針等に基づき適正に管理している機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第27条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り、又は疾病に罹った場合は、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼育)

第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第29条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、委員会が定める飼養保管状況報告書により、学長に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

第30条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第31条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

(危害防止)

第32条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者への実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等に対する予防措置を講じるとともに、感染症等の発生時には必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、有毒動物等の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第33条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第7章 教育訓練

(教育訓練)

第34条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関係法令、指針等、本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、保存しなければならない。

第8章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第35条 学長は、委員会に、文科省基本指針に対する適合性に関し自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

第9章 情報公開

(情報の公表)

第36条 本学における動物実験等に関する規程等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等に関する情報については、公表するものとする。

第10章 雑則

(実験動物以外の動物の使用)

第37条 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(担当事務)

第38条 委員会の事務は、学園統括部総合支援課において処理し、委員会の開催に関

する議事録等の作成及び保存等を行うものとする。

(補則)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

広島文教大学実験動物計画書

新規 継続(変更 あり なし)
(承認番号)

広島文教大学長 殿

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題	
------	--

研究目的				
区分	フリガナ 氏名 ㊟	学科名等 (連絡先TEL)	職名	動物実験の経験等
動物実験責任者名				教育訓練受講の有無 (有・無)
動物実験実施者名				教育訓練受講の有無 (有・無)
				教育訓練受講の有無 (有・無)
				教育訓練受講の有無 (有・無)

実験実施期間	自：承認後 至： 年 月 日	中止・終了等	年 月 日				
飼養保管施設 及び実験室	飼養保管 施設名	実験室名					
動物種等	動物種	系 統	性 別	匹 数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備 考

研究計画と方法	研究概要(研究計画と方法について、その概要を記入)
	予定する飼養動物数(種・系統別)
	動物実験の方法(動物に加える処置、使用動物数の根拠等を記入)

(選択項目を■)

特殊実験区分	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 <input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 <input type="checkbox"/> 3. 化学発癌・重金属実験															
動物実験の種類	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>1. 試験・研究</td> <td>動物実験</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>2. 教育・訓練</td> <td>を必要と</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>2. 検討した代替手段が不十分だった。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>3. その他</td> <td>する理由</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>3. その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究	動物実験	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練	を必要と	<input type="checkbox"/>	2. 検討した代替手段が不十分だった。	<input type="checkbox"/>	3. その他	する理由	<input type="checkbox"/>	3. その他 ()
<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究	動物実験	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。												
<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練	を必要と	<input type="checkbox"/>	2. 検討した代替手段が不十分だった。												
<input type="checkbox"/>	3. その他	する理由	<input type="checkbox"/>	3. その他 ()												
想定される苦痛の カテゴリー	<input type="checkbox"/> A. 哺乳動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> B. 動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い又はそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。															
動物の苦痛軽減、 排除の方法	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：) <input type="checkbox"/> 3. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 <input type="checkbox"/> 4. その他 (具体的に記入：)															
安楽死の方法	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊(具体的に記入：)法) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない(その理由を記入：)															
動物死体の処理方法	<input type="checkbox"/> 1. 外部業者に依託 <input type="checkbox"/> 2. その他 (具体的に記入：)															
その他必要又は参考事項	(過去の動物実験計画承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。) 年 月 日承認済み 研究課題番号															

委員会記入欄	審査終了： 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、広島文教大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、広島文教大学における動物実験規程等に適合しない。
学長承認欄	承認： 年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号：第 号 広島文教大学学長

(様式2)

年 月 日

動物実験計画変更・追加申請書

広島文教大学長 殿

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項*

(* 実験内容、動物実験責任者及び実験動物種の変更の場合は、「動物実験計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の系統の変更・追加の場合は、遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得ること。)

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 遺伝子組換え動物の系統の変更・追加

3) その他

2. 変更・追加等の理由

(様式3)

年 月 日

動物実験（終了・中止）報告書

広島文教大学長 殿

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止 しましたので報告いたします。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 年 月 日

2. 実験動物の処分年月日 年 月 日

3. 実験動物種及び総使用動物数

4. 備考

(様式4)

飼養保管施設設置承認申請書

広島文教大学長 殿

申請者所属：

職名：

氏名：

印

広島文教大学動物実験規程第17条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

飼養保管施設の名称等	名 称：
施設の管理体制	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先： 関連資格： 経験年数： <飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先： 関連資格： 経験年数：
施設の概要	1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備：有 °C 全外気 部分外気 循環 (いずれかに○をつけてください) 無 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備 クリーンラック 飼育棚 その他 () (該当するものに○をつけてください) 最大収容匹数： 5) 逸走防止策 扉の施錠 前室 窓や排水口の封鎖 ネズミ返し その他 ()

	<p>(該当するものに○をつけてください)</p> <p>6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備, 器具)</p> <p>7) 臭気, 騒音, 廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>
<p>特記事項</p> <p>(例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)</p>	
<p>委員会記入欄</p>	<p>調査月日: 年 月 日</p> <p>調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は, 規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後, 使用開始すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は, 規程に適合しない。</p> <p>意見等:</p>
<p>学長承認欄</p>	<p>承認: 年 月 日</p>
	<p>本申請を承認します。</p> <p>承認番号: 第 号</p> <p style="text-align: right;">広島文教大学長</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

(様式5)

実験室設置承認申請書

広島文教大学長 殿

広島文教大学動物実験規程第19条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

実験室の名称等	名 称 :
実験室の管理体制	所属 職名 氏名 連絡先 :
実験室の概要	1. 実験室の面積 : (m ²) 2. 実験に使用する実験動物種 : 3. 逸走防止策 前室の有無, 窓や排水口の封鎖, ネズミ返し, その他 () (該当するものに○をつけてください) 4. 臭気, 騒音, 廃棄物等による周辺への悪影響防止策
特記事項 (例: 化学的危険物質や 病原体等を扱う場合等の 設備構造の有無等)	
委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は, 規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後, 使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は, 規程に適合しない。 意見等:
学長承認欄	承 認: 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号: 第 号 広島文教大学長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

(様式6)

飼養及び保管のマニュアル

1. はじめに

このマニュアルは、広島文教大学動物実験規程に基づき飼養保管施設を利用する際の具体的な事項について、補完説明するものである。動物実験実施者及び飼養者は、動物愛護並びに福祉の精神に基づき、動物に苦痛を与えないように実験を行うことは言うまでもなく、飼養保管施設において実験動物を飼養及び保管する際にも、可能な限り良好な環境を満たすように心掛けなければならない。

2. 飼養保管施設利用の条件並びに利用者の資格

飼養保管施設は、教育訓練を受けた本学の教職員並びに学生が教育研究を行う場合に利用することができる。

3. 飼養保管施設への入退室

- (1) 飼養保管施設の扉は、入退出時を除き常時閉め切るものとする。
- (2) 飼養保管施設への入室の際には、必ず施設専用の履物並びに実験衣を着用する。また、その際、必ず手指は、消毒液を用いて洗浄し、使い捨ての手袋、帽子、マスクを着用する。
- (3) 持ち込み物品には、必ず消毒液を噴霧する。
- (4) 飼養保管施設を退出する際には、必ず手指は消毒液を用いて洗浄する。

4. 実験動物の飼養及び保管

- (1) 給餌及び給水は、動物実験実施者及び飼養者が責任をもって行う。
- (2) 実験動物に異常がある場合は、実験動物管理者に連絡する。
- (3) 飼料は、動物実験実施者が準備し、飼養保管施設に保管する。
- (4) 床敷きを使用する飼養容器(以下:「ケージ」という。)は、少なくとも週1回、動物実験実施者あるいは飼養者が床敷きを交換し、ケージを洗浄する。
- (5) 使用後の床敷きは、家庭用の紙ゴミ袋に入れた後、更に、それを広島市事業ゴミ指定袋に入れて一般可燃ゴミとして廃棄する。
- (6) 施設内の器具や機器を飼養保管施設外に持ち出すことは、禁止する。

5. 照明と空調

飼養保管施設の照明は、8:00-20:00の間点灯するようにタイマーで制御しているので、タイマーを操作することは禁止する。また、室温は、常時24℃に保っているため、異常がある場合は管理者に連絡する。

6. 実験動物の死体(臓器を含む。)及び血液汚染物の処理

実験動物の死体(臓器を含む。)及び血液汚染物は、飼養保管施設内のディープフリーザー(-80℃)内に保管し、随時、医療廃棄物として、業者に廃棄処理を依頼する。

7. 一般ゴミの処理

飼養保管施設内の一般ゴミは、施設外と同様に可燃ゴミ及び不燃ゴミに分類して、飼養保管施設内に設けている一般ゴミ用のゴミ箱に捨て、随時、処理する。